

成年後見関係事件の概況

～平成16年4月から平成17年3月～

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、改正成年後見制度が導入されてから５年目である平成１６年４月から平成１７年３月までの１年間における、全国の家庭裁判所の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の処理状況や終局した成年後見関係事件について、その実態を取りまとめたものである。

なお、必要に応じて、制度導入１年目から４年目までの実情と比較しているが、詳しくは、各年の「成年後見関係事件の概況」（「裁判所」のホームページ（<http://www.courts.go.jp/>）の「最高裁判所ホームページ」中、「司法統計」の「その他の統計情報」）を参照されたい。（以下の数値はいずれも概数である。また、グラフ中の各項目別割合は、原則として、小数点以下第二位を四捨五入したものである。）

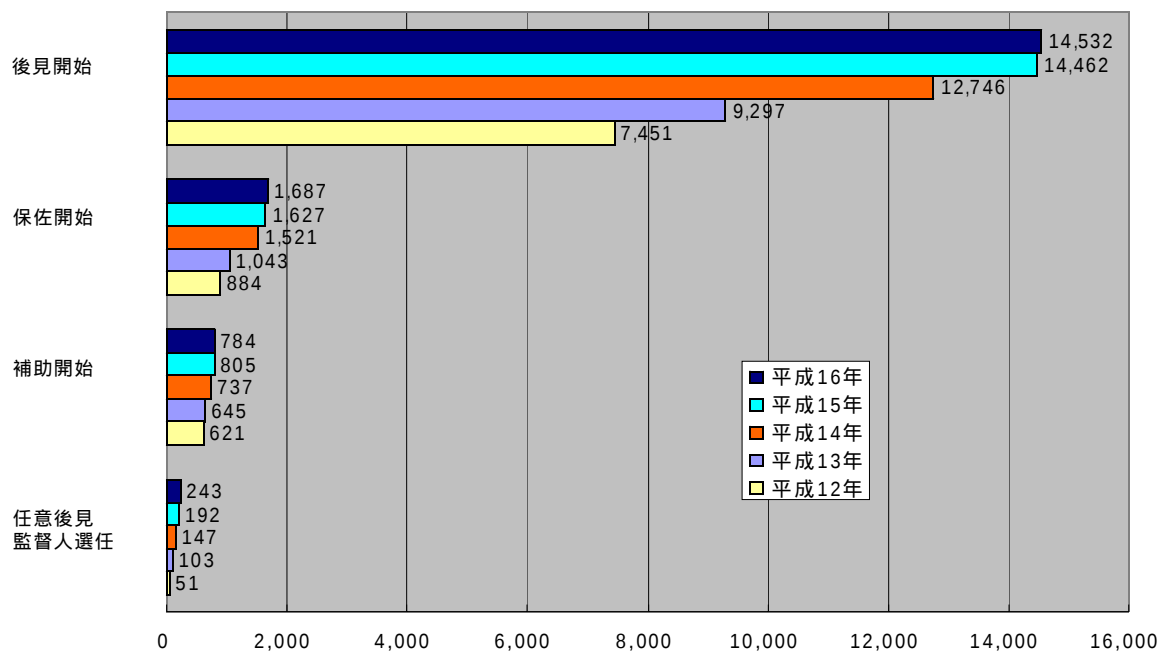
（注）（資料４）を（資料４－１）とし、（資料４－２）を追加した（平成１７年１０月）。

1 申立件数について（資料１）

- 成年後見関係事件（後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で１７，２４６件（前年は１７，０８６件）に達しており，対前年比約１％の増加となっている。
- 後見開始の審判の申立件数は１４，５３２件（前年は１４，４６２件）で，わずかに増加している。
- 保佐開始の審判の申立件数は１，６８７件（前年は１，６２７件）で，対前年比約４％の増加となっている。
- 補助開始の審判の申立件数は７８４件（前年は８０５件）で，対前年比約３％の減少となっている。
- 任意後見監督人選任の審判の申立件数は２４３件（前年は１９２件）で，対前年比約２７％の増加となっている。

- ・ 成年後見関係事件の申立件数は，１年目以降増加し続けているが，５年目は，増加率が鈍化した。５年目の後見開始の審判の申立件数は，１年目の約２．０倍，保佐開始の審判の申立件数については約１．９倍となっている。
- ・ 任意後見監督人選任の審判の申立件数は，５年目は，１年目の約４．８倍となっている。これは，任意後見契約の締結件数が増加する傾向にあること，任意後見制度では，契約の締結からある程度の期間が経過した後に任意後見監督人選任の審判の申立てがされることが通常であることによるものと考えられる。なお，平成１６年４月から平成１７年３月までの任意後見契約締結の登記は合計３，８０５件であり，１年目以降５年目までの登記件数累計は１０，０３４件である。

(資料 1) 成年後見関係事件申立件数表



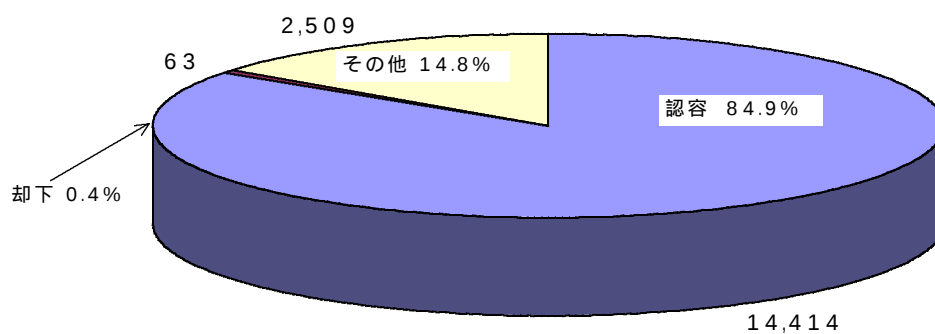
(注) 各年度の件数は、それぞれ当該年の4月から翌年3月までに申立てのあった件数である。

2 終局区分について（資料２）

- 成年後見関係事件の既済事件合計１６，９８６件のうち，認容で終局したものは約８５％（前年は約８１％）であり，却下で終局したものはほとんどない。

（資料２） 成年後見関係事件終局区分別件数表

(件数)	総 数	後 見 開 始			保 佐 開 始			補 助 開 始			任意後見監督人選任		
		認 容	却 下	その他	認 容	却 下	その他	認 容	却 下	その他	認 容	却 下	その他
全 国	16,986	12,309	32	2,120	1,271	15	253	684	10	100	150	6	36

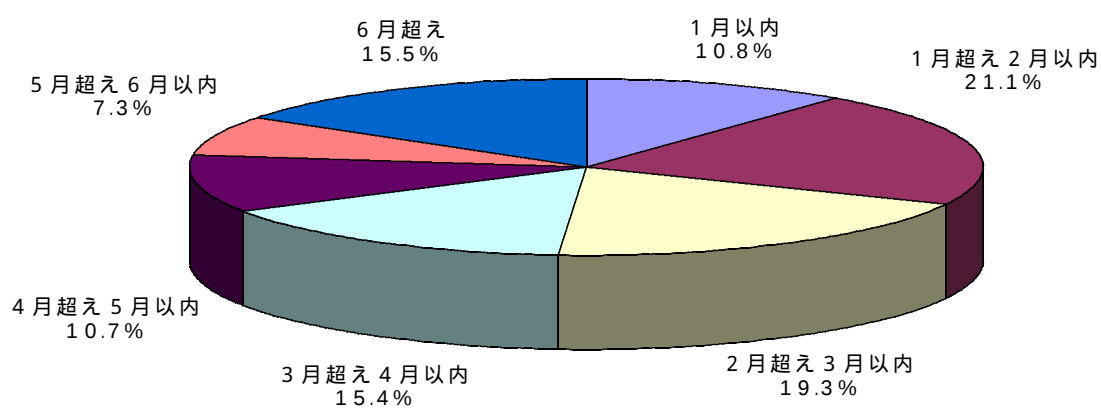


（注） その他には，取下げ，本人死亡等による当然終了，移送などを含む。

3 審理期間について（資料3）

- 成年後見関係事件の既済事件合計16,986件のうち、3箇月以内に終局したものが全体の約51%（前年は約46%）、4箇月以内に終局したものが全体の約67%（前年は約62%）であり、前年と比べて、審理期間が短縮している。

（資料3） 成年後見関係事件審理期間別の割合

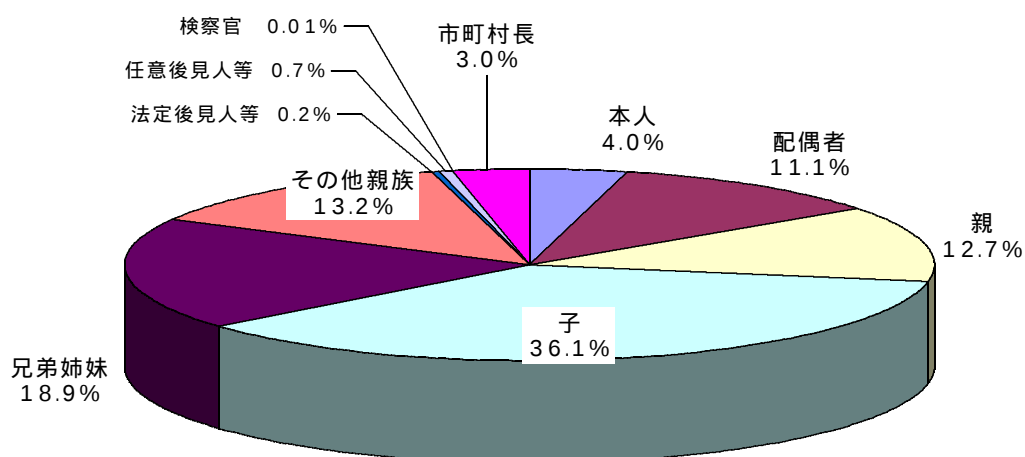


4 申立人と本人との関係について（資料４－１，４－２）

- 申立人については，本人の子が最も多く全体の約３６％を占め，次いで本人の兄弟姉妹が約１９％，本人の親が約１３％，配偶者が約１１％となっている。
- 市町村長が申し立てたものは５０９件（全申立て件数の約３．０％）で，前年の４３７件に比べ増加した。

- ・ 申立人と本人との関係については，前年と比べて大きな変化はないが，市町村長による申立てが年々増加していることが注目される。平成１３年度から厚生労働省の「成年後見制度利用支援事業」が開始されたことなどを受け，市町村の制度利用に向けての取組が進んでいることが背景にあるものと思われる。

（資料４－１） 成年後見関係事件における申立人と本人との関係別割合



（注） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

(資料４－２) 成年後見関係事件の市町村長申立件数(家庭裁判所管内別)

	件数
東京 家裁	109
横浜 家裁	76
さいたま 家裁	23
千葉 家裁	17
水戸 家裁	9
宇都宮 家裁	4
前橋 家裁	14
静岡 家裁	11
甲府 家裁	7
長野 家裁	2
新潟 家裁	3
大阪 家裁	47
京都 家裁	7
神戸 家裁	22
奈良 家裁	0
大津 家裁	6
和歌山 家裁	1
名古屋 家裁	11
津 家裁	4
岐阜 家裁	7
福井 家裁	1
金沢 家裁	8
富山 家裁	3

	件数
広島 家裁	10
山口 家裁	14
岡山 家裁	5
鳥取 家裁	6
松江 家裁	3
福岡 家裁	14
佐賀 家裁	2
長崎 家裁	4
大分 家裁	2
熊本 家裁	3
鹿児島 家裁	1
宮崎 家裁	0
那覇 家裁	2
仙台 家裁	6
福島 家裁	12
山形 家裁	2
盛岡 家裁	1
秋田 家裁	2
青森 家裁	1
札幌 家裁	12
函館 家裁	0
旭川 家裁	4
釧路 家裁	3
高松 家裁	4
徳島 家裁	0
高知 家裁	2
松山 家裁	2
総 数	509

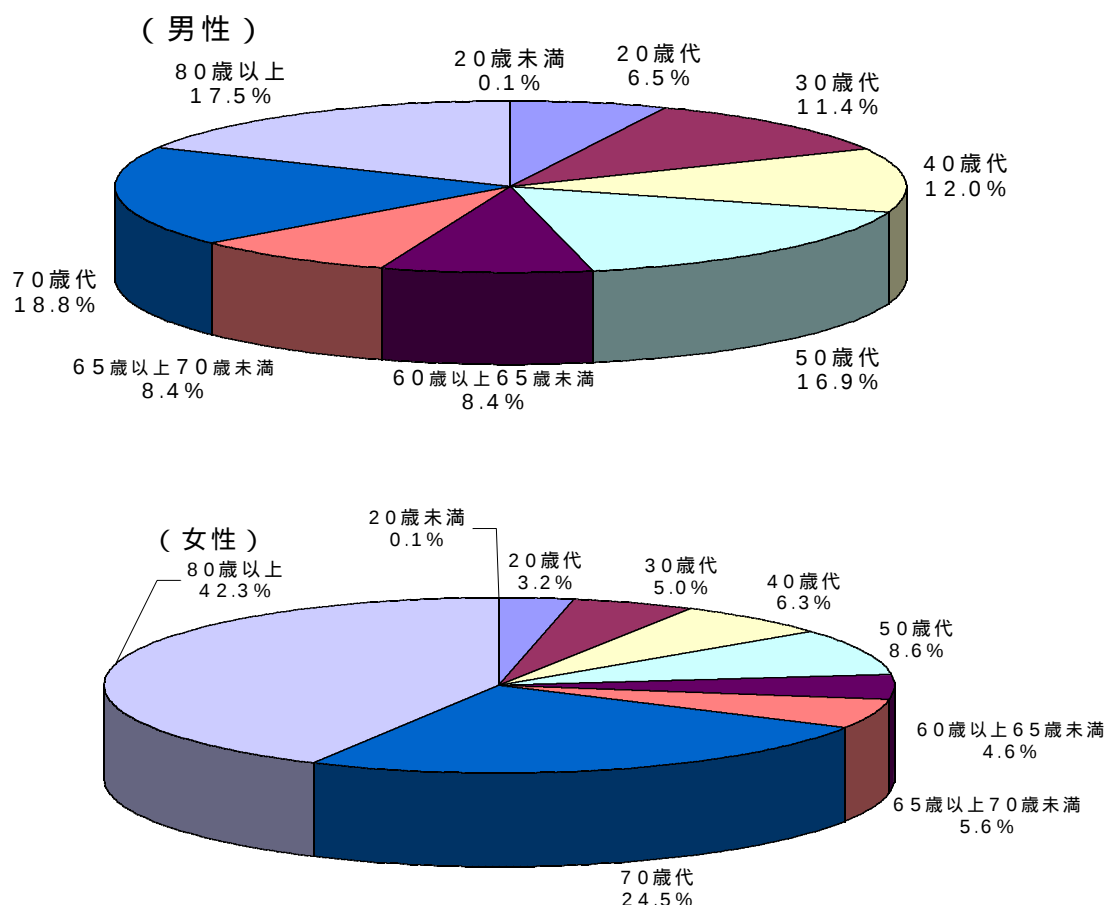
(注１) 後見開始，保佐開始及び補助開始事件の終局事件計１６，７９４件を対象とした。

(注２) 市町村長別の申立件数については把握していない。

5 本人の男女別・年齢別割合について（資料5）

- 年齢別割合は、総じてほぼ前年並みの比率となっている。
- 男性では、70歳代が最も多く全体の約19%を占め、次いで80歳以上の約18%となっている。
- 女性では、80歳以上が最も多く全体の約42%を占め、次いで70歳代の約25%となっている。
- 本人が65歳以上のものは、男性では全体の約45%を、女性では全体の約72%を占めている。

（資料5） 成年後見関係事件における本人の男女別・年齢別割合

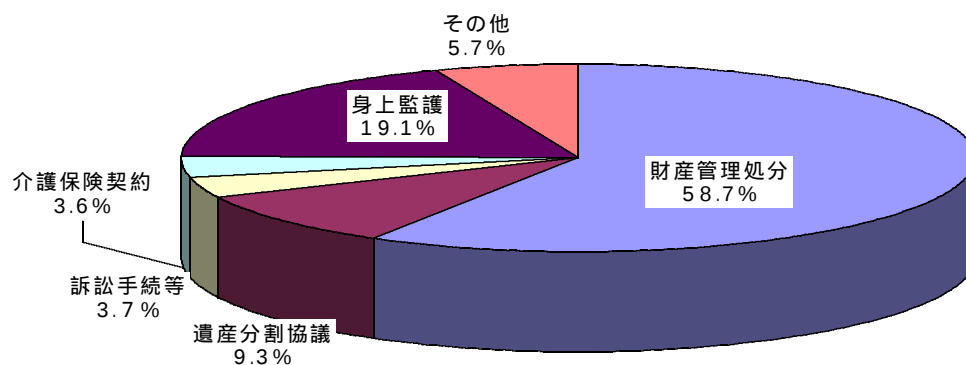


（注） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の認容で終局したものを対象とした。

6 申立ての動機について（資料6）

- 前年と同様，財産管理処分を主な申立ての動機とするものが最も多く，次いで，身上監護，遺産分割協議となっている。

（資料6） 成年後見関係事件における申立ての動機別割合

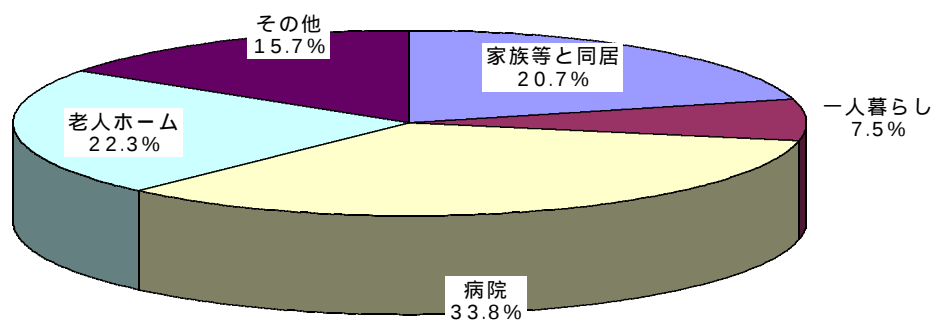


（注） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

7 本人の生活状況について（資料7）

- 本人の生活状況をみると、病院に入院しているものが最も多く全体の約34%を占めている。次いで老人ホームに入居しているものが約22%，家族等と同居しているものが約21%となっている。

（資料7） 成年後見関係事件における本人の生活状況別割合



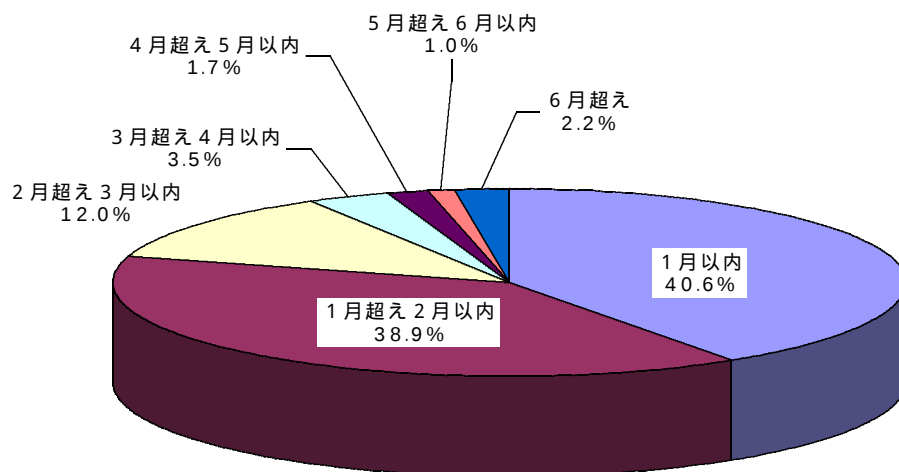
（注） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

8 鑑定について（資料 8，9）

- 鑑定の期間については，1 箇月以内のものが最も多く全体の約 41 % を占め，1 箇月を超えて 2 箇月以内のものが全体の約 39 % となっている。
- 鑑定の費用については，鑑定料が 5 万円を超えて 10 万円以下のものが最も多く全体の約 57 % を占め，次いで 5 万円以下のものが全体の約 40 % となっており，10 万円以下で鑑定を行ったものは全体の約 97 % を占めている。

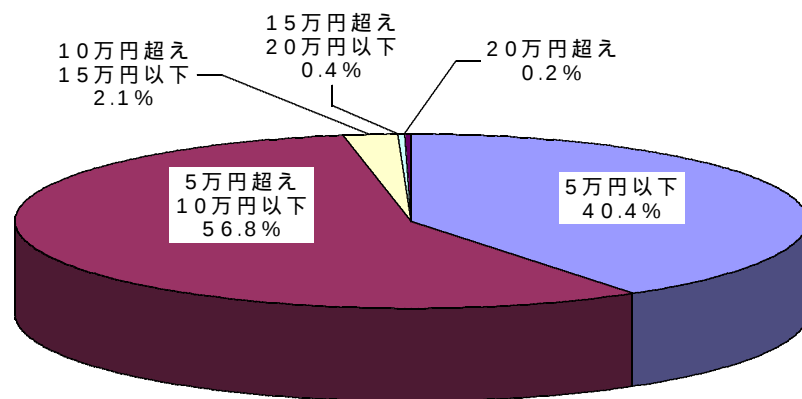
- ・ 鑑定を実施した成年後見関係事件のうち，約 80 % の事件の鑑定期間が 2 箇月以内となっている。また，鑑定の費用は，約 97 % の事件で 10 万円以下となっている。各家庭裁判所における医師等との連携の取組が行われていること，鑑定書作成のガイドラインの利用が進みつつあることにより，鑑定の円滑な運用が図られているということができよう。

（資料 8） 鑑定期間別割合



（注）後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち，鑑定を実施したものを対象とした。

(資料 9) 成年後見関係事件鑑定費用別割合

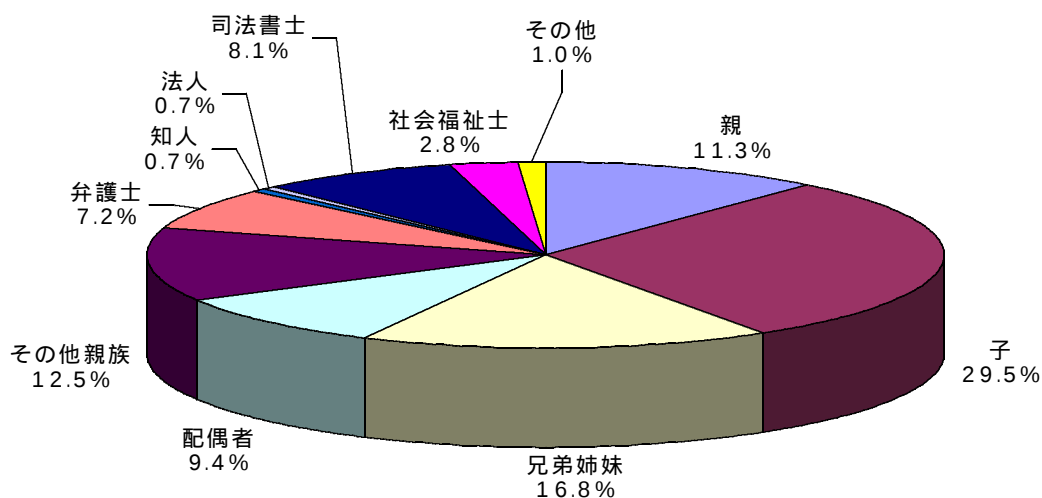


(注) 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち，鑑定を実施したものを対象とした。

9 成年後見人等と本人との関係について（資料１０）

- 成年後見人等（成年後見人，保佐人及び補助人）と本人の関係をみると，子，兄弟姉妹，配偶者，親，その他の親族が成年後見人等を選任されたものが全体の約８０％（前年は約８３％）を占めているが，その割合は年々減少傾向にある。
- 親族以外の第三者が成年後見人等を選任されたものは全体の約２０％（前年は約１７％）と年々増加傾向にある。その内訳は，弁護士が１，０６０件（前年は９５２件）で，対前年比で約１１％の増加，司法書士等が１，７２９件（前年は１，３９０件）で，対前年比で約２４％の増加となっている。司法書士等のうち，司法書士は１，１７９件で全体の約８．１％，社会福祉士は４０５件で全体の約２．８％である。また，法人が成年後見人等を選任されたものは９８件（前年は７１件）で，対前年比で約３８％の増加となっている。
- ・ 前年に引き続き，親族以外の第三者が成年後見人等を選任される割合が高まっていることが注目される。親族以外の第三者としては，弁護士，司法書士，社会福祉士，税理士等が選任されている。

（資料１０） 成年後見人等と本人の関係別割合



（注） 後見開始，保佐開始及び補助開始事件のうち，認容で終局したものを対象とした。